

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

○国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第九十一号)

(傍線の部分は改正部分)

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>(基金への出資額)</p> <p>第二条 政府は、基金に対し、国際通貨基金協定第三条第一項に規定する特別引出権による百五十六億二千八百五十万特別引出権に相当する金額の範囲内において、出資することができる。</p> | <p>(基金への出資額)</p> <p>第二条 政府は、基金に対し、国際通貨基金協定第三条第一項に規定する特別引出権による百三十三億千二百八十万特別引出権に相当する金額の範囲内において、出資することができる。</p> |